

福井県知事の意見	事業者見解
<p>本事業において、最大 23 基の風力発電機設置が予定されている尾根部は、標高 1,400m を超える部子山および銀杏峰が連なり、稜線が大野盆地からの山岳景観を形成するとともに、県内外から多くの登山者や眺望を楽しむ利用者が訪れる場でもある。</p> <p>また、この尾根部には、キャラボク群落等の風衝低木林やハクサンフウロ等からなる亜高山草原といった改変に対し極めて脆弱な植生が分布し、貴重な植生として特定植物群落や福井のすぐれた自然（植生）にも選定されている。</p> <p>本事業実施想定区域およびその周辺に広がるこれら植生と周囲の森林等は、国内希少野生動植物種であるイヌワシや絶滅危惧種であるブッポウソウなど貴重な動物の生息する生物多様性に富む重要な生態系を成し、かつ、森林法に基づく地域の水源涵養を担う場所ともなっている。</p> <p>このように、本地域は、配慮すべき多くの環境要素を併せ持ち、改変に脆弱かつ重要な生態系を有することから、個々の要素のみならず、全体をまとまりとして考え、保全することが重要である。</p> <p>このことを十分に認識の上、方法書作成およびそれ以降の手續において、地元の専門家や関係自治体、地域住民の意見を広く把握し、以下の事項に充分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが必要である。</p>	<p>配慮書段階の事業実施想定区域を対象に、植生に係る先行調査を実施しました。その結果、事業実施想定区域の東側においてキャラボク群落等の風衝低木林やハクサンフウロ等からなる亜高山草原等を含む自然度の高い植生が確認されたことから、これらの自然度の高い植生を風力発電機設置範囲から除外するよう計画を見直しました。また、特定植物群落についても現地でその範囲を確認し、「銀杏峰のキャラボク林」及び「部子山のブナ林」に相当すると考えられる植生の範囲を除外しました。これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第 7 章に記載しました。</p> <p>方法書作成に当たっては、いただいたご意見を可能な限り踏まえ、上記の通り計画の見直しを行うとともに、この計画を基に専門家等のヒアリングを実施し、調査、予測及び評価の手法を検討しました。</p> <p>今後の事業計画の検討に当たっては、第 6 章に記載のとおり、影響を受けるおそれのある環境要素について適切に調査、予測及び評価を行い、可能な限り環境影響の回避・低減を図ります。</p> <p>今後、方法書段階においては、事業計画について、関係自治体にご説明するとともに、住民説明会を実施し、地域住民の皆様に対してご説明をさせていただきます。また、住民説明等においていただいた地域住民の皆様からのご意見等に十分に配慮し、調査内容等に反映するなど、誠実に対応してまいります。</p>
<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。</p>	<p>前述の通り、方法書段階の対象事業実施区域の設定において、風力発電機設置想定範囲、設置基数及び発電所出力の見直しを行いました。</p> <p>今後の対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の構造・配置又は配置等の検討に当たっても、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、環境影響の重大性の程度を整理し、反映するように検討します。</p>
<p>(2) 2 の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機的大幅な基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>今後の調査、予測及び評価を踏まえた上で、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しの検討を行います。</p>

福井県知事の意見	事業者見解
<p>(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>第6章に記載の手法による調査及び予測結果に基づき、必要に応じて環境保全措置の検討を行った上で評価を行います。環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、その上で必要に応じ、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置を検討します。</p>
<p>(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。</p> <p>また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。</p>	<p>今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて事後調査を実施します。具体的な内容は未定ですが、事後調査の結果、著しい影響があると判断された場合には、最新の知見や専門家等の意見を踏まえ適切な環境保全措置を講じます。</p> <p>また、今後の環境影響評価手続きにおいては、住民説明会を実施し、地域住民の皆様に対してわかりやすい説明を行い、住民説明会等でいただいたご意見等は調査等へ反映するなど誠実に対応してまいります。</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 騒音、超低周波音および風車の影</p> <p>騒音および風車の影による影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。</p>	<p>施設の稼働による騒音による影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、最新の知見の収集に努め、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避又は十分な低減に努める所存です。</p> <p>また、超低周波音については2020年8月31日付けの改正主務省令で参考項目から外れたため環境影響評価項目としては選定していませんが、別途事業者の自主的な取り組みとして予測及び評価を実施します。</p>
<p>(2) 地形および地質</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺には、福井のすぐれた自然に選定されている「銀杏峰・宝慶寺」が存在することから、事業の実施に伴う地形および地質への影響について十分な調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>ご指摘いただいた通り福井県のすぐれた自然（地形地質）「銀杏峰・宝慶寺」の一部が事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲に重複していました。その後、方法書段階までの事業計画の見直しにおいて、風力発電機設置想定範囲は福井県のすぐれた自然（地形地質）「銀杏峰・宝慶寺」と重複しない計画としました。なお、引き続き対象事業実施区域（搬入道路）の一部は重複することから、今後の設計においては、重要な地形・地質の分布状況及び特性に十分留意した工事計画を検討します。</p>
<p>(3) 動物（鳥類およびコウモリ類）</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺は、県内でも数少ないイヌワシがつがいとして生息している場所である。</p> <p>加えて、クマタカ等の希少猛禽類、絶滅危惧種であるブッポウソウやヒナコウモリ等の生息、サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類が確認されている地域でもある。そのため、事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。</p> <p>これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。</p> <p>この結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>方法書の作成に際しては、現地の状況に精通した博物館学芸員等にヒアリングを実施し、調査計画にその意見を反映しました。また、今後の風力発電設備等の配置検討等に当たっても同様に適切にヒアリングを実施し、専門家等からの助言を踏まえた適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより動物（鳥類およびコウモリ類）への影響を回避又は極力低減に努めます。</p> <p>なお、調査、予測及び評価の手法については、第6章に記載しました。</p>

福井県知事の意見	事業者見解
<p>(4) 動物、植物および生態系</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺では、自然植生、特定植物群落、福井県のすぐれた自然に選定されている「銀杏峰の植生」や「部子山の植生」、カモシカ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。また、当該区域の大部分が保安林に指定されている。</p> <p>そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失といった重大な影響が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。</p> <p>これらのことから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。</p> <p>また、植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、自然度の高い植生等の一部が事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲に重複していました。このことを踏まえ、配慮書段階の事業実施想定区域を対象に、植生に係る先行調査を実施しました。その結果、事業実施想定区域の東側においてキャラボク群落等の風衝低木林やハクサンフウロ等からなる亜高山草原等を含む自然度の高い植生が確認されたことから、これらの自然度の高い植生を風力発電機設置範囲から除外するよう計画を見直しました。また、特定植物群落についても現地でその範囲を確認し、「銀杏峰のキャラボク林」及び「部子山のブナ林」に相当すると考えられる植生の範囲を除外しました。これらの対象事業実施区域の検討経緯については、第7章に記載しました。また、風力発電機設置想定範囲は、二次林、植林及び二次草地とし、土地改変による希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失といった重大な影響の低減に努める計画としました。</p> <p>方法書の作成に際しては、現地の状況に精通した博物館学芸員等にヒアリングを実施し、調査計画にその意見を反映しました。</p> <p>今後は適切な調査を実施するとともに、必要に応じて専門家の意見を踏まえながら適切に予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避又は十分な低減に努める所存です。</p> <p>なお、ニホンジカについては調査の中でその生息に係る情報の収集に努めるとともに、専門家へのヒアリング等を実施して、適切に対応いたします。外来植物については詳細な工事計画の立案の中で適切な予防対策を検討し、その侵入の防止に努めます。</p>
<p>(5) 景観</p> <p>以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、眺望景観への重大な影響を回避または極力低減すること。</p> <p>その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。</p> <p>① 主要な眺望点からの眺望景観</p> <p>事業実施想定区域には、部子山や銀杏峰といった主要な眺望点が存在することから重大な影響が懸念される。また、当該区域周辺には、奥越高原県立自然公園の公園計画に位置付けられている中島園地等の眺望点が存在する。</p> <p>このため、眺望点の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、客観的な予測および評価を行うこと。</p>	<p>ご指摘いただいた通り主要な眺望点の「部子山」、「銀杏峰」の一部が事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲に重複していました。その後、方法書段階までの事業計画の見直しにおいて、対象事業実施区域は「部子山」、「銀杏峰」と重複しない計画としましたが、今後の設計においては、利用状況及び特性に十分留意し、適切に調査を実施するとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」も参考とし、適切に予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避又は十分な低減に努める所存です。</p>

福井県知事の意見	事業者見解
<p>② 景観資源および困窮景観</p> <p>事業実施想定区域およびその周辺は、大野市景観計画で「大野盆地景観地域の山麓景観形成ゾーン」に該当することから、当計画に十分配慮すること。</p> <p>また、大野市および池田町の住居地の多くから視認されることから、多数の住民が日常的に眺める景観が変化すると考えられるため、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定すること。</p> <p>なお、眺望点の選定や発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や住民等の意見聴取を十分に行うこと。</p>	<p>ご指摘いただいた通り事業実施想定区域は大野市景観計画区域の山麓景観ゾーンに指定されています。主要な眺望点及び住民が日常的に眺める景観につきましても、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、客観的な予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避又は十分な低減に努める所存です。また、今後、事業計画を具体化するにあたっては、住民等からの意見も踏まえ、関係する部局とも調整の上、適切に対応させていただきます。</p>
<p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である部子山および銀杏峰ならびにその周辺の直接改変は、重大な影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画に反映すること。</p>	<p>配慮書段階の事業実施想定区域から方法書時点の対象事業実施区域の検討において、自然度の高い植生や人と自然との触れ合いの活動の場等を考慮し東側部分を大きく削減しました。その結果、「銀杏峰」及び「部子山」については対象事業実施区域外となり、直接改変による影響を回避しました。</p> <p>今後の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、方法書以降の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺の設置状況や利用状況を把握し予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減いたします。</p> <p>また、当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえるよう努めます。</p>
<p>(7) 工事の実施に伴う環境影響</p> <p>工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。</p> <p>特に、事業実施想定区域内およびその周辺には、砂防指定地等が存在し、また、当該区域周辺では、湧水や地下水が水道水源として利用されるほか、多くの家庭において地下水を直接くみ上げて利用している。</p> <p>そのため、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出・濁水発生や水源涵養機能の低下による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。</p> <p>これらのことから、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域や水源涵養保安林等における土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、今後実施する詳細な地形状況の把握等の結果、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を踏まえた上で、必要に応じて専門家等のご助言もいただきながら、土砂の崩落や流出及び水源涵養機能の低下による水環境への影響の可能性が高い箇所の改変をできる限り回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えるよう検討を行い、自然環境への影響を回避又は極力低減に努めます。</p>